

## 第8回丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和6年3月1日（金）  
14時00分～15時25分  
場所：丹波市役所本庁第2庁舎  
2階ホール

出席者等 23名（委員、市長、事務局、関係職員）

傍聴人 なし

### 1 開会

- ・要綱第6条の規定に基づき、会議の成立を確認（委員14名中、13名出席）

林市長より

- ・委員長をはじめ、委員の皆さんにそれぞれの専門性や立場で熱心に議論いただき、本市にあった権利擁護支援センターの役割、機能、設置形態等について一定の方向性を示していただいた。開設後には、誰にとっても相談しやすい、親しみやすい窓口となるように努めていきたい。

### 2 あいさつ

上田委員長より

- ・今日で最終回、3月のよい季節になってきた。忌憚のない意見をいただきたい。

### 3 議題

（1）第7回検討内容の振り返りについて

- ・事務局より、議事録に基づき説明。

（2）丹波市権利擁護支援センターの愛称の決定について

- ・事務局より、資料2に基づき説明。

（3）丹波市権利擁護支援センター設置による組織体制及び業務比較について

- ・事務局より、資料3に基づき説明。

（委員長）

- ・成年後見制度利用支援事業について、市長申立審査会が社会福祉課に設置され、申立て支援は従来通りに対応される。市長申立審査会への流れと、どういった内容を協議するのか。

(事務局)

- ・市長申立審査会は最終的な審査の場とし、それぞれの課で申請を受けたら必要な検討を行って審査会に提示するという流れ。相談の入口は各課であり、個別相談という中で、必要性や他の手立てがないかなどの検討を行う。

(委員長)

- ・市長申立ては全国的にも課題の1つに挙げられている。ハードルが高い、申請しにくい、時間がかかる。新しい仕組みの中でも間口が広くスムーズにしてもらえるとありがたいなと思う。

(委員)

- ・成年後見制度利用支援事業、後見人になりたい方が支援してもらおう事業だと思っているが、市長申立てというのは、市長にそれを申立てる、という意味か？

(事務局)

- ・本人申立て、身寄りが無い、親族が申立てができない場合など、市長の名前で申立てをすることができるのが市長申立て支援である。それと報酬補助として後見人に対して報酬がでるが、被後見人の収入が少ないなどで報酬が支払えない場合に市が補助する制度である。

(委員)

- ・親族が対象者の後見人になりたいときは、この事業の対象ということではないのか。

(事務局)

- ・親族の申立てに関する相談や支援は通常の随時相談という形で行う。

(委員)

- ・業務比較の表について聞きます。1つ目は相談対応。センターが設置されたときに、従来ある福祉まるごと相談との関係は？実際に配置される職員は増員なのか、今のままなのか。2つ目は、虐待対応で社会福祉課からコアメンバー会議に参加ということで、措置や終結の判断の場に出るということだがその意図は？3つ目に、スーパーバイズは県の専門職チームにお願いしていたが、令和6年度からは権利擁護支援センターの専門職にお世話になるということか。

(事務局)

- ・1点目、令和2年4月から、福祉まるごと相談を、まずは相談を受け止めるという窓口ということで設置し、生活困窮の事業を拡充する形でスタートした。令和6年度からは権利擁護支援センターを福祉まるごと相談に取り込む形で実施予定。福祉まるごと相談の中に権利擁護支援に関する相談を含めて行う。対応する職員は、現状の職員で対応する形を考えている。

(委員)

- ・相談も多く、職員も現状では大変だと思うが、その中で関係機関が連携していく必要がある。その先では充実したらいいなと思う。

(事務局)

- ・生活困窮相談の窓口を拡大させて、福祉まるごと相談とすると説明したが、令和6年4月から生活困窮の窓口については生活保護担当の生活援護係で行おうと考えている。同じ課の中にあるので、関係機関も含め職員も総出で対応していく。福祉まるごと相談は、どんな相談もすべて集まってくるというイメージを受けると思うが、すべて囲ってしまうと回らないので、一次の受付、二次対応など、整理しながら権利擁護支援センターが機能しないということがないように運営していきたい。

(委員長)

- ・早い話が、とりあえず、ここに行けばいいんですね？迷うとか、市民が困るということがないように、然るべきところに行けばどこかで対応してくれるということであれば良い。

(事務局)

- ・対応する職員が変わるかもしれないが今まで通り、福祉まるごと相談に相談してもらえばいい。

(委員長)

- ・市民にとってどこに行けばいいの？と不安を持たれるのは良くない。シンプルにどこに行けばいいと分かれば良い。あとは行政内の問題なので、市民には関係ない。

(委員)

- ・関連で1点、4月から生活困窮者自立支援機関は生活援護係が担うという解釈でよいか？

(事務局)

- ・それで良い。

(事務局)

- ・委員からの2点目。虐待対応における出席する会議はどのような線引きをしてあるのかという内容だったと思うが、相談対応における一次対応、二次対応という部分ですみわけ、もともとの機能を考えている。虐待対応は担当課が対応する。虐待認定など市町村権限、措置入所や市長申立てをかける時は慎重な検討、いろんな要素を含み検討しているので、そのようなところに関わっていくということで考えている。

(委員)

- ・生活困窮で措置にかかるということで虐待対応の背景が困窮の場合、生活保護につながる場合、生活保護の決定をもっている社会福祉課がケースに関わっていく、同じ場でケースが共有できるということは良いと思う。高齢者虐待は介護保険課、障害者虐待は障がい福祉課が対応するなかで、社会福祉課がケースに参加し、より良い支援ができるようにと期待する。

(委員長)

- ・コアメンバー会議は高齢者及び障がい者の虐待防止法の中で、通報が受理されると事実関係や聞き取りから虐待かどうかという検討、虐待認定などをする場である。そのコアメンバー会議に権利擁護支援センターの職員が参加するということでよかったか？さきほど、生活保護の担当職員が入るといような誤解があったかと思うが、そうではないですね？権利擁護支援センターの職員は、成年後見制度の申立てや、ここには措置しか書かれていないが、虐待防止法に書かれている行政権限行使は重要なので一緒に検討する意味合いと捉えたが、よろしいか？

(事務局)

- ・権利擁護支援センターは、成年後見制度の申立てや、行政権限行使の検討について、一緒に検討する意味である。

(委員長)

- ・言葉の問題も含め、少し説明を入れると改めて確認ができる。

(事務局)

- ・3点目のスーパーバイズについて、地域包括支援センターや介護保険課で判断に迷う時は兵庫県の専門職チームへの依頼し、アドバイス、進むべき方向を示してもらう重要な事業である。これについて、令和6年度からは、すべて権利擁護支援センターで行うのか？という点について、基本としては権利擁護支援センターの専門職の委託でアドバイスを受けたと考えているが、対象者によっては、少し条件をつけてお願いをするケースもあるので来年度1年間は様子をみながらとし、最終的にはセンターで引き受けて、と考えている。

(委員長)

- ・委託先にお任せして検討してもらおうということよかったのか？その中には専門職チームへの依頼があると考えたらいいか？また別の依頼なのか？

(事務局)

- ・基本、権利擁護支援センターに依頼、そこから専門職にアドバイスをもらおうと考えている。

(委員長)

- ・専門職の中に、現状の専門職チームへの依頼も含まれているのか？

(事務局)

- ・前提としては、権利擁護支援センターへの委託を考えているが、専門職チームへの依頼も減額はしているが予算をとっており、場合によっては、その相談も考えている。

(委員長)

- ・委託する職員、あるいはそこが手配した専門職、あるいは従来からの専門職チームへの依頼、どれかになるという理解とする。

(委員)

- ・先ほどの続き、成年後見制度利用支援事業は、この言葉を言えば利用する人が難しい人に市長申立てをする事業と普通は分かるのか？

(事務局)

- ・成年後見制度利用支援事業と言った場合、市長申立てや報酬補助のことと一般的には浸透していないので、言葉の説明として行政用語ではなく、分かりやすくするように変更していきたい。

(委員長)

- ・成年後見制度を利用したい、必要ある人が、経済的要因から申立てが難しくその権利があるのにできない人。申立てには費用がかかる。莫大ではないが概ね2万円。鑑定が必要だともう少しかかる。また申立てに伴う弁護士などに代行してもらう場合は代行手数料も必要。国のほうで事業を作って各市町村で、1つは申立てに関する費用の補助、2つめは後見人が選任されたあとの報酬をうけるが、報酬確定後、困窮している人は払えないので報酬付与の審判を受けていても報酬がないと困るので報酬助成する。この2つを行う制度のことである。

(委員)

- ・福祉まるごと相談に権利擁護支援センター機能、生活困窮は生活援護係へいくとなると生活援護係に負担がいくと考えるが、人員はそちらも変わらずいくのか。

(事務局)

- ・基本的に増員については予定していない。

(委員)

- ・職員の心の疲弊を心配しているので、いろんな課が連携してほしいと思う。

(委員長)

- ・新しい社会資源として権利擁護支援センターができるのだが、運営する体制を心配されている。財政的な事情もあるが、新しい部署、機関ができるのに人員が増員されないのは疑問に思うのは自然な反応だと思う。担当する職員の負担が過剰にならないか気がかりだという意見だと思う。この4月には間に合わなくても、実績、実態を踏まえて次の時には体制を整えていければよい。権利擁護支援センターを設置する際に関わってきた自治体は県内で西宮市、芦屋市、丹波篠山市とあるが、それぞれ体制は一律ではない。地域によってさまざま。中核市の西宮、また芦屋でセンターの職員体制は同じ。発足時は新たな支援機関を作ることを優先し、必要と分かり拡充していくようにたどっていくことが多い。小さく生んで大きく育てていくというようになれば良いと思う。

(委員)

- ・会議運営のところで権利擁護支援推進協議会は来年度立ち上げるのか？立ち上げれば定期で会議をするのか、随時開催するのか？

(事務局)

- ・令和6年度から開催する予定とし、随時ではなく年間で定例開催したいと考えている。

(委員長)

- ・今、話がでたので権利擁護支援推進協議会の説明を先にしてもらいましょうか。

(事務局)

- ・資料4、資料6、丹波市権利擁護支援推進協議会（案）について説明。

(委員長)

- ・次の議題の内容であったが、話の流れから説明をしてもらった。
- ・この点について賛成の方は挙手をお願いします。
- ・賛成多数ということで議決されました。

(4) 丹波市権利擁護支援における全体フローについて

- ・事務局より、資料4、5に基づき説明。

(委員)

- ・パンフレットの作成、配布。介護保険関係の事業所では、虐待、身体拘束について改正されると聞いている。そういう研修にも使用できるような分かりやすいものを作ってもらえれば、権利擁護支援についても事業所の職員も使っていけると思う。

(事務局)

- ・パンフレットの内容について権利擁護支援全般について作成する予定であり、虐待等を含めた形で検討したいと考えている。毎年度作成するので、共通する部分、内容を特化した部分、毎年度整理をしたい。共通の部分がありながら特化したものを入れるという形にできるよう検討していきたいと思う。

(委員長)

- ・高齢者及び障がい者虐待防止法では養護者によるもの、従事者によるもの、障がい分野においては使用者によるものが加わるが、従事者の虐待防止のために国では事業所に虐待防止のための仕組みを整理するよう、特に身体拘束については事案があれば改善の取組みをするようにしている。それが不十分であれば報酬が減算する仕組みが障がい分野ではすでに義務化している。高齢分野では令和6年度から義務化することになる。

(委員長)

- ・賛成の方は挙手をお願いします。
- ・賛成多数ということで議決されました。

4 その他

(1) 丹波市権利擁護支援フォーラムについて

- ・内容は、すでに配布のチラシの通り。70名ほどの申込み。まだ、席に空きがあるのでお声かけ、参加いただければ。

5 閉会 あいさつ（馬場副委員長）

- ・いよいよ権利擁護支援センターが発足する。この間に、ご尽力いただいた委員や事務局の皆さんへ、感謝を申し上げたいと思う。まだスタートの段階、具体的に分からないこと、やってみないと分からないことがあるように思う。市民のみなさんから信頼される権利擁護支援センターとなるよう、協力し合っていきたい。明日のフォーラム、さらにたくさんの人に参加していただければと思う。

以上